

# 令和5年度練馬区立関中学校いじめ防止基本方針

## ○ 教育目標

- \* 心を豊かに 体を健やかに
- \* 行動は自主的に 責任を果たす
- \* 考える力を伸ばし 友人と助け合う

### 【家庭・地域との連携】

学校は地域の中にあり、地域とともにあり、地域に支えられている。家庭・地域から信頼される学校を目指し、連携して生徒の育成を行う。

PTA つばさの会 (PTA OB)

民生委員、児童委員・主任児童委員

青少年育成関地区委員会

青少年委員会 保護司

関町北四・五丁目町会

### 【校内組織】

#### いじめ防止対策委員会

開催：月一回以上

委員長：校長 副委員長：副校長

委員：教務主任・生活指導主任・進路指導主任・経営支援主任  
・主任養護教諭・学年主任・事務主事

★毎週実施の「企画委員会」を「いじめ防止対策委員会」を兼務する会とする。

★「生活指導連絡会」では、特別支援教室専門員、スクールカウンセラーも交え情報交換をする。

★重大案件が発生した際には、地域や関係機関と連携した、「学校サポートチーム」を立ち上げる。

### 【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ防止対策」を行うために、次の機関との連携を強化する。

練馬区教育委員会

子ども家庭支援センター

学校教育支援センター

児童相談所

警視庁新宿相談センター

石神井警察署

### 【いじめの防止】

いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こりうるという姿勢に立ち、すべての生徒を対象にいじめが起きないように未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が他者の人権を認め、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動（学校行事等）、部活動等の推進をする。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

### 【いじめの早期発見】

日ごろからの生徒との信頼関係構築に努め、日々の見守りや声かけ等から生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 休み時間や放課後、給食時など日常的に、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) いつでも、誰でも、いじめ等に関する相談を行うことができる体制を整備する。

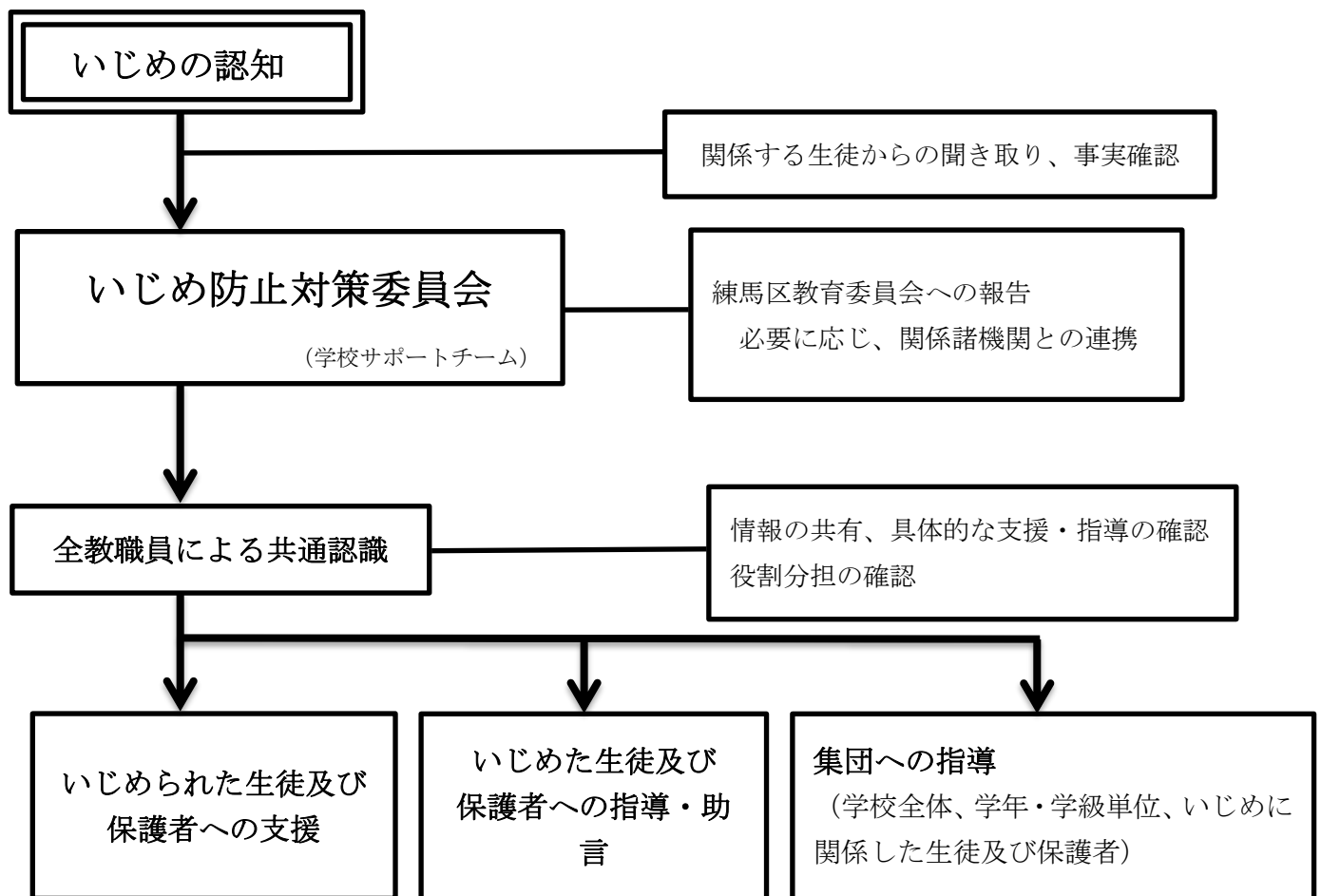
### 【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。いかなる理由があっても、被害者側に立つ。
- (2) 教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する

## ★いじめ対応の流れ図

\*練馬区版「いじめ対応のポイント」の留意事項を守る。



## 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態とは・・・① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な実害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

(2) 練馬区教育委員会にすみやかに重大事態発生について報告する。

(3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。